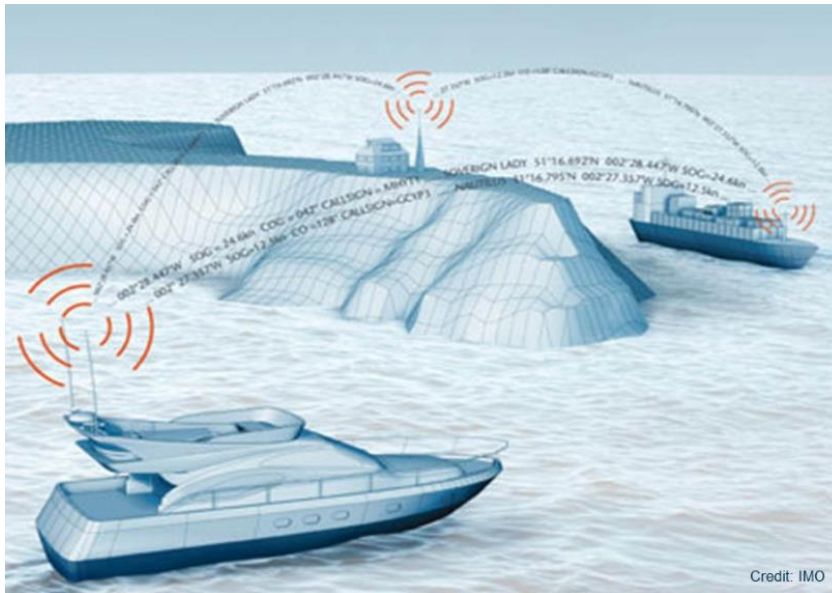


## インドネシア領海で AIS 搭載を義務化

こちらは、英文記事「[AIS mandatory in Indonesian waters](#)」（2019年8月19日付）の和訳です。



2019年8月20日より、インドネシアの領海を航行する際、船長は船舶自動識別装置（AIS）を作動させ、正確な AIS 情報を発信する必要があります。

Gard のコレスポンデントの [SPICA Services（インドネシア）](#) によると、インドネシアの運輸省は、インドネシアの領海を航行する全船舶に船舶自動識別装置（AIS）を搭載することを義務付ける新たな規制を承認しました。さらに、インドネシアの規制では、インドネシアの領海内の全船舶が AIS を常時作動させておくことを規定しています。

今回の新規制は、**SOLAS** 条約（海上における人命の安全のための国際条約）に沿った内容となっております。

- インドネシア領海内の航行の安全・保安向上を目的とし、
- 外国籍船とインドネシア籍船の両方に適用され、
- 2019年8月20日に発効します。

さらに、同コレスポンデントは、AIS の規制要件に従わない船舶に対しては行政処分が課せられる可能性があることも警告しています。規制に従わないインドネシア籍船については、証書やその他の正式な出港許可が取り消される可能性があります。一方、外国籍船については、東京 MOU の手順に基づくポートステートコントロールによる措置の対象となります。

シンガポール海運協会が、インドネシアの運輸相令の英語版を [こちら](#) で提供しています。

## 推奨事項

AIS を停止させることは、船舶の安全を保つためにやむを得ない場合を除き、**SOLAS** 条約違反となり、衝突、他の船舶への損害、汚濁被害、船員の死傷といったリスクが高まります。なお、新規制の施行により、インドネシア当局による実施状況の確認頻度が高まることが予想されます。運航者は、同地域を運航する全船舶に対して、インドネシアの新たな AIS 要件について注意を喚起するようにしてください。

AIS が機能しない場合、船長は最寄りの海岸局か VTS に状況を報告し、船舶日誌にその旨を記録しておかなければなりません。

また、AIS 応答装置を故意に操作している兆候がみられた場合は、不法行為の可能性があると考えられる恐れがあることについても、再認識するようにしてください。監視が強化されている水域で「消灯」した場合は、意図的な制裁逃れの嫌疑を払拭するのに十分な裏付けとなる正当な理由が求められることがあります。詳しくは、2019 年 5 月 29 日付の「[「消灯」が発する危険信号 – AIS による追跡と制裁遵守](#)」を参照ください。

本アラートは、Gard のコレスポンデントである *SPICA Services* (インドネシア) からの情報に基づいて作成したものです。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文と内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。